

周遊促進・滞在延長支援事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">周遊促進・滞在延長支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条～15条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号及び第4号、第9条第4項、第12条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>3 第4条第1項による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和6年7月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和6年11月5日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">周遊促進・滞在延長支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条～15条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号及び第4号、第9条第4項、第12条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>3 第4条第1項による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和6年7月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和6年11月5日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p>